

インフルエンザの流行期に備えた発熱患者等に対する体制整備について

1 湖西市における相談、診療、検査体制 ※別紙 1-1、1-2、1-3

○新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えるため、これまでの相談・診療・検査体制を変更し、発熱患者等は、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関等に相談し、必要に応じてインフルエンザや新型コロナウイルス感染症の診療及び検査が受けられる体制を11月中に整備する。

【相談体制】

- 発熱患者等は、かかりつけ医や身近な医療機関などの相談できる医療機関がある場合は、まずはその医療機関に相談及び診療・検査の予約をする。
- かかりつけ医や身近な医療機関などの相談できる医療機関がない場合は、市の健康増進課に連絡し、健康増進課は診療可能な医療機関等を案内する。
- かかりつけ医等が休診の場合や、休日等で市役所が閉庁の場合は、「発熱等受診相談センター（県設置：24時間相談対応）」に連絡する。

【診療、検査体制】

- 発熱患者等を診療する医療機関は、必要な場合は自院でインフルエンザ等の検査を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合、自院で検査可能な医療機関は自院で検査を実施し、自院で検査ができない医療機関は、検査可能な医療機関を案内する。

2 市内における新型コロナウイルス感染症の検査体制の状況

- 帰国者・接触者外来（市内の医療機関において検査を実施）
- 地域外来・検査センター（浜名医師会の協力を得て検査を実施）
- 上記以外の市内の医療機関

3 医療機関等への支援 ※別紙 2-1、2-2

①湖西市医療機関応援給付金

- ・市内で新型コロナウイルス感染症に関する検査の実施に協力いただいている医療機関に対して給付金を支給

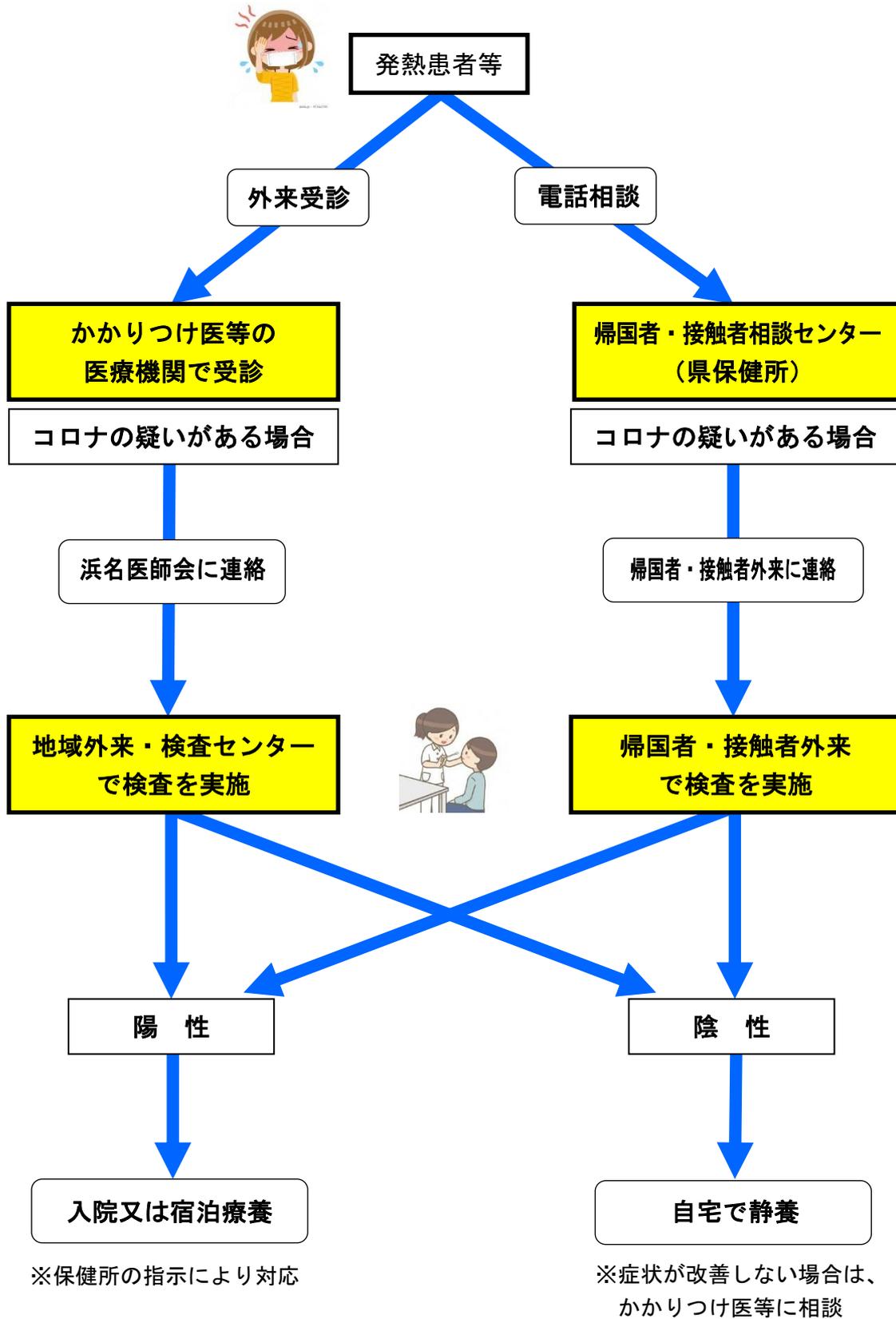
②湖西市新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援補助金

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための対策を講じた医療機関等に対し、その対策に要する経費の一部を助成する

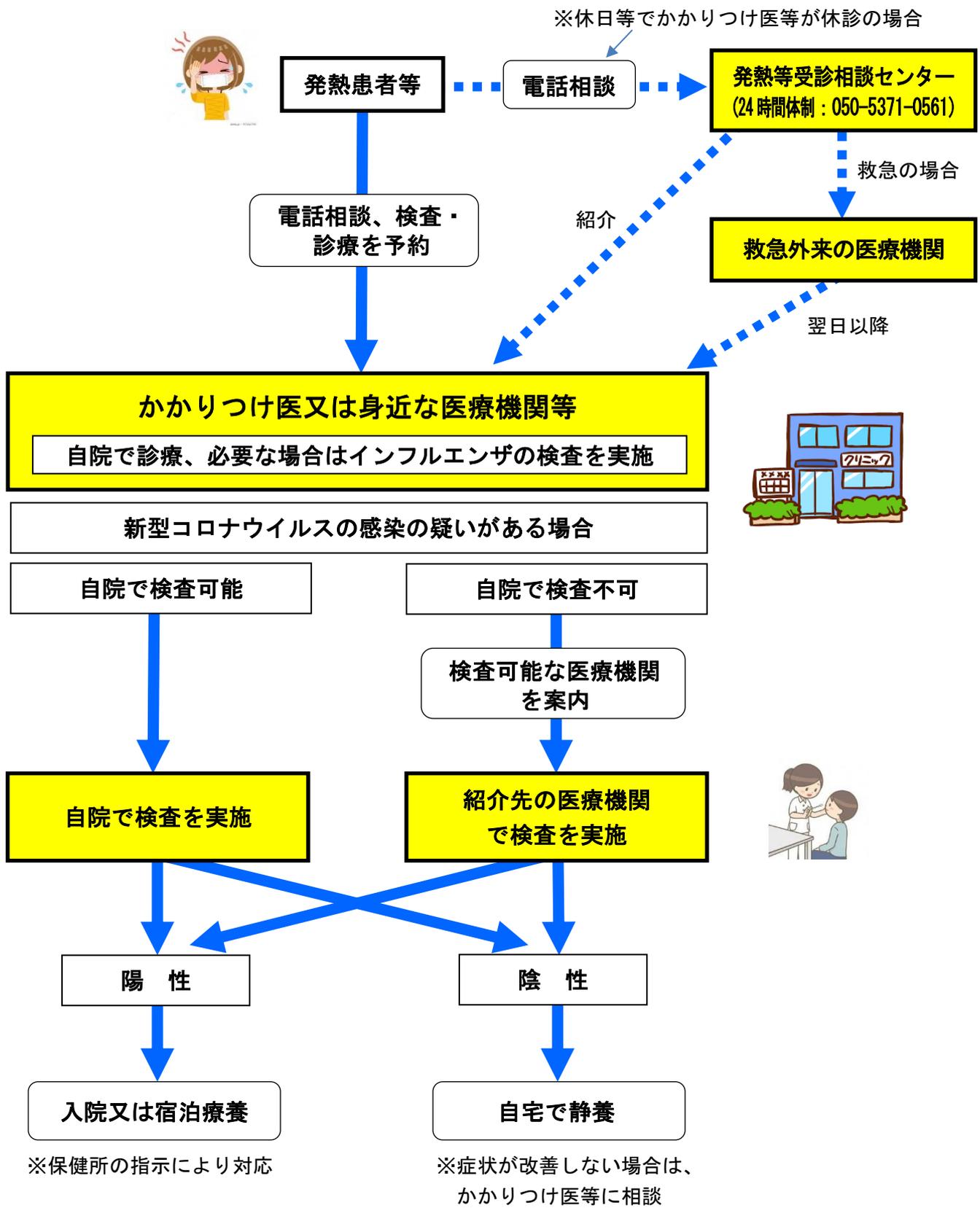
4 市民への周知・広報 ※別紙 3

○相談、診療、検査体制の変更に伴い、発熱等が生じた場合には、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談するよう広く住民に周知・広報する。

発熱患者等の相談・診療・検査の流れ

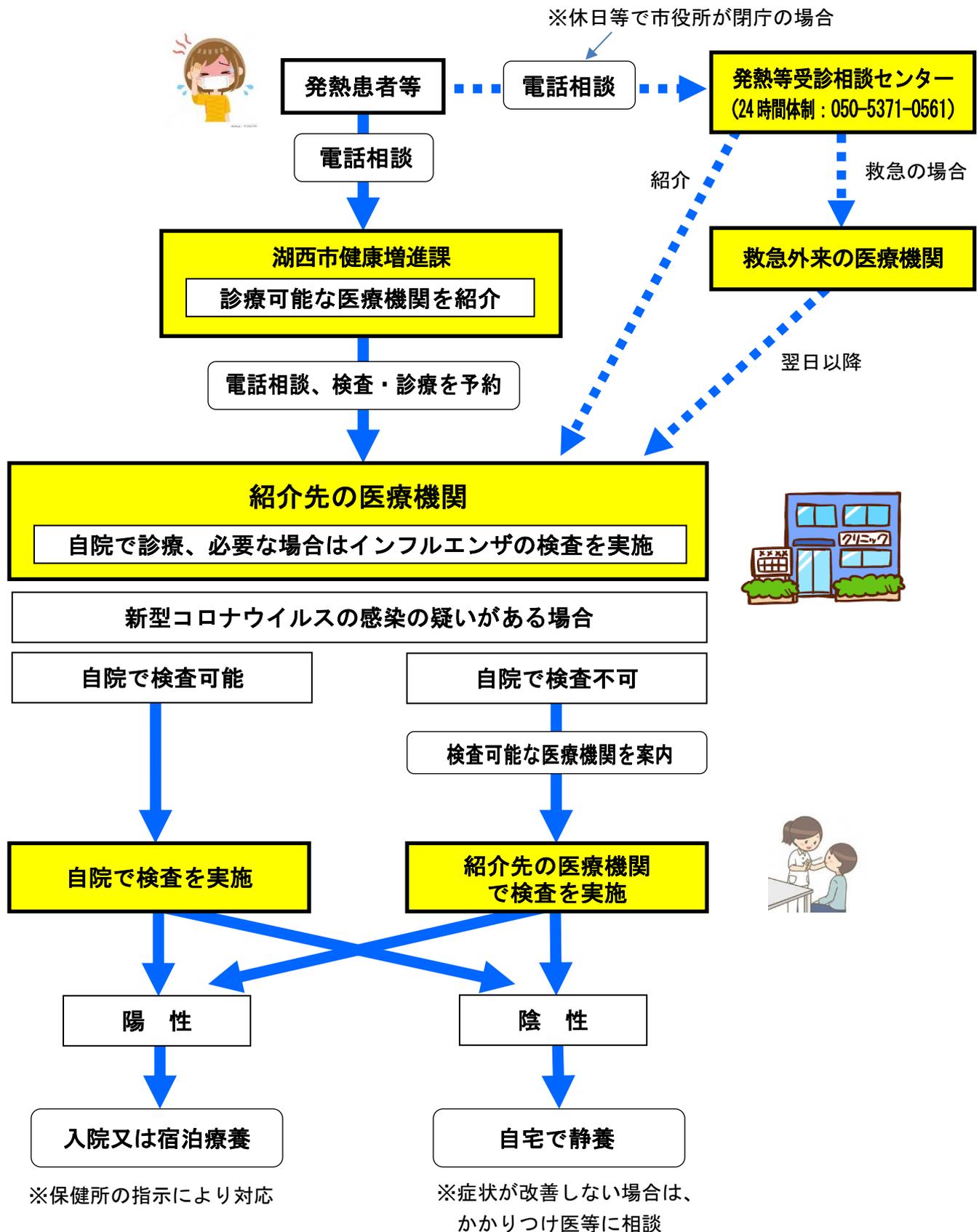


かかりつけ医や身近な医療機関等の相談できる医療機関がある場合



※かかりつけ医等の中には発熱患者等の診察ができない場合もありますので、必ず医療機関に行く前に電話相談するようにしてください。

かかりつけ医や身近な医療機関等の相談できる医療機関がない場合



※かかりつけ医や身近に医療機関がない場合は湖西市健康増進課にお問い合わせください。
 [問い合わせ先] 湖西市健康増進課：053-576-1114

湖西市医療機関応援給付金について

＜目的＞

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、医療機関の感染リスクが高まる中、市内で新型コロナウイルス感染症に関する検査の実施に協力いただいている医療機関に対し給付金を支給することにより、当該医療機関の負担を軽減し、もって市内の医療提供体制の継続及び維持を図ることを目的とする。

＜支給対象者＞

- 1 市内の地域外来・検査センターで、新型コロナウイルスに関する検査を実施している医療機関
- 2 自院で、新型コロナウイルスに関する検査を実施している市内の医療機関

＜給付内容＞

○上記 1 の場合

- ・ 医師のみ協力いただいている医療機関 10 万円
- ・ 医師と看護師に協力いただいている医療機関 20 万円

○上記 2 の場合 20 万円

＜その他＞

- 給付金の支給回数は、1 医療機関につき 1 回を限度とする。
- 給付金の支給開始時において、すでに地域外来・検査センターで協力いただいている医療機関及び自院で検査を実施している医療機関も対象とする。
- 支給対象者の 1 と 2 のいずれも対象となる場合は、それぞれ支給可能とする。

湖西市新型コロナウイルス感染症対策医療機関等支援補助金について

<目的>

- 季節性インフルエンザの流行に備え、発熱等の症状のある患者に対して適切に相談・診療・検査を提供する体制を整備するため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための対策を講じた医療機関等に対し、その対策に要する経費の一部を助成することにより、当該医療機関等の負担を軽減し、もって市内の医療提供体制の継続及び維持を図ることを目的とする。

<支給対象者>

- 発熱等の症状のある患者の診療等を行う市内の病院、診療所及び薬局
(「発熱等診療医療機関」の指定を受けない医療機関を含む)

<補助対象>

- 令和2年10月1日から令和3年3月31日までに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として支払った下記に掲げる経費

(1) 備品購入費、修繕料、工事請負費

(例) 【駐車場等の屋外で検査を実施する場合】

- ・ テント、カーポート、机、椅子
- ・ 医療器具等を保管するための資器材 等

【院内で検査を実施する場合】

- ・ 動線を確保するための施設修繕
- ・ 飛沫感染の防止を目的とするパネル、ついで、スクリーン等の設置 等

(2) 消耗品購入費

(例) マスク、フェイスシールド、防護ガウン、手袋、消毒用アルコール 等

<補助率及び補助限度額>

- 補助対象経費の 10/10
- 病院及び診療所は最大 10 万円、薬局は最大 5 万円

<その他>

- 申請は、1 医療事業者につき 1 回を限度とする。
- 国、県、本市等の補助金の交付を受ける経費は対象外とする。

インフルエンザ流行に備えた体制整備に係る市民への周知・広報について

<目的>

- 季節性インフルエンザの流行に備え、今後、発熱等の症状を生じた患者については、帰国者・接触者相談センターを介することなく、まずかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に相談・受診することになった。
- このため、特定の医療機関に患者が殺到したり、現場で混乱を招くなど、地域の医療提供体制に支障が生じないように、発熱等が生じた場合には、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談するよう広く住民に周知・広報する。

<周知・広報の方法>

- 市のホームページ、SNS等のデジタル媒体
- 市役所だより、広報こさい等の機関紙
- チラシ、ポスター（公共施設や各医療機関等に設置・掲示）

<チラシ、ポスターの作成>

- 市役所でチラシ及びポスターを作成し、公共施設や各医療機関のほか、ドラッグストアなど人が多く集まる場所に設置・掲示

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

